

改正

昭和51年10月29日条例第62号
昭和53年7月15日条例第29号
昭和55年7月15日条例第39号
昭和57年10月12日条例第29号
昭和62年7月10日条例第25号
平成3年7月19日条例第41号
平成7年7月14日条例第40号
平成9年7月10日条例第68号
平成10年7月15日条例第41号
平成11年7月12日条例第55号
平成12年7月14日条例第57号
平成13年7月9日条例第48号
平成16年3月25日条例第16号
平成17年3月28日条例第32号
平成19年12月18日条例第81号
平成20年10月17日条例第50号
平成27年3月27日条例第43号

高等学校定時制課程修学資金貸付条例をここに公布する。

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、高等学校の定時制の課程（以下「定時制課程」という。）及び高等学校の通信制の課程（以下「通信制課程」という。）等に在学する勤労青少年に対し、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、勤労青少年の定時制課程及び通信制課程等における修学を促進することを目的とする。

(貸付け)

第2条 修学資金は、県内の定時制課程（学年による教育課程の区分を設けない定時制課程（以下「単位制課程」という。）を除く。以下同じ。）に在学している者で第1号から第3号までに該当するもの又は県内の単位制課程若しくは通信制課程（通信制課程で学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条第3項に規定するものを除く。以下同じ。）に在学している者若しくは高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程で同項に規定するもの（以下「広域通信制課程」という。）に在学し、県内に住所を有する者で次の各号のいずれにも該当するものの申請に基づき、その者に、知事が選考により貸し付ける。

- (1) 経済的理由により修学が困難な者で規則で定めるもの
- (2) 経常的収入を得る職業に就いている者又は労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、離職の状態にある者
- (3) 公益財団法人岩手育英奨学会が行う奨学金の貸付けを受けていない者
- (4) 教科の履修状況等が規則で定める基準に該当する者

(保証人)

第3条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、知事の定めるところにより、保証人2人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付金額)

第4条 修学資金の貸付金額は、月額14,000円とする。

(貸付方法)

第5条 修学資金は、貸付けを開始した月から借受者が県内の定時制課程、単位制課程若しくは通信制課程又は広域通信制課程（以下「定時制課程等」という。）を卒業する月までの間における4年

を超えない期間、毎月貸し付けるものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ2月分を貸し付けることができる。

(貸付けの廃止)

第6条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸付けを廃止するものとする。

- (1) 定時制課程等に在学する者でなくなったとき、又は広域通信制課程に在学する者が県内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 第2条第1号、第2号又は第3号に掲げる者でなくなったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- (4) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸付けの休止)

第7条 知事は、定時制課程又は単位制課程に在学している借受者が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、休学し、又は長期にわたって欠席したことにより、月の初日から末日までの間における出席すべき全日数を出席しなかった月の分に係る修学資金の貸付けは行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、これらの月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

2 知事は、定時制課程に在学している借受者が進級できなかったことにより、同一学年の課程を再度履修することとなったときは、その期間（前年度以前の同一学年において修学資金の貸付けを受けなかった期間に相当する期間を除く。）、修学資金の貸付けを行わないものとする。

3 知事は、単位制課程、通信制課程又は広域通信制課程に在学している借受者について、学習を中断したと認められる事実があったときは当該事実のあった月の翌月から当該年度の終了する月まで、入学後における教科に属する科目の単位の修得状況が規則で定める基準に達しなかったときは当該基準に達しなかった年度の翌年度の全期間、修学資金の貸付けを行わないものとする。

(償還)

第8条 借受者は、修学資金の貸付けが完了し、又は第6条の規定により廃止されたときは、完了し、又は廃止された日の属する月の翌月から起算して6月を経過した後、貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けが行われなかった期間を除く。）に相当する期間（第10条の規定により償還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦又は半年賦の均等払方法により、償還しなければならない。ただし、借受者は、当該修学資金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

2 修学資金は、無利息とする。

3 借受者は、正当な理由がなくて修学資金を償還すべき日までに償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

4 前項に規定する遅延利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(償還の免除)

第9条 知事は、借受者が定時制課程、単位制課程、通信制課程若しくは広域通信制課程を卒業し、又はこれらの課程のうちいずれかの課程在学中に学校教育法第90条第1項の規定により高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者となったときは、修学資金の償還債務（履行期の到来していないものに限る。以下同じ。）を免除するものとする。

2 知事は、借受者が死亡し、又は心身障害により修学資金の償還ができなくなったときは、修学資金の償還債務の全部又は一部を免除することができる。

(償還の猶予)

第10条 知事は、借受者が、修学資金の貸付けが完了し、又は第6条の規定により廃止された後において、定時制課程、単位制課程、通信制課程又は広域通信制課程に在学しているときは、その期間、修学資金の償還債務の履行を猶予するものとする。

2 知事は、借受者が、修学資金の貸付けが完了し、又は第6条の規定により廃止された後において、

次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の償還債務の履行を猶予することができる。

(1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）（全日制の課程に限る。）、高等専門学校又は大学に在学しているとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められるとき。

（補則）

第11条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日以後に定時制課程の第1学年に入学した者及びこれらの者の属する学年に在学することとなった者に係る昭和49年度分の修学資金から適用する。

附 則（昭和51年10月29日条例第62号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の規定は、昭和51年4月1日以後に高等学校の定時制の課程（以下「定時制課程」という。）の第1学年又は高等学校の通信制の課程の第1年次に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る昭和51年度分の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金（以下「修学資金」という。）から適用し、同日前に定時制課程に入学した者及びこれらの者の属する学年に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年7月15日条例第29号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の規定は、昭和53年4月1日以後に高等学校の定時制の課程（以下「定時制課程」という。）の第1学年又は高等学校の通信制の課程（以下「通信制課程」という。）の第1年次に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る昭和53年度分の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金（以下「修学資金」という。）から適用し、同日前に定時制課程又は通信制課程に入学した者及びこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年7月15日条例第39号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の規定は、昭和55年4月1日以後に高等学校の定時制の課程（以下「定時制課程」という。）の第1学年又は高等学校の通信制の課程（以下「通信制課程」という。）の第1年次に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る昭和55年度分の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金（以下「修学資金」という。）から適用し、同日前に定時制課程又は通信制課程に入学した者及びこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年10月12日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年7月10日条例第25号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の規定は、昭和62年4月1日以後に高等学校の定時制の課程（以下「定時制課程」という。）の第1学年又は高等学校の通信制の課程（以下「通信制課程」という。）の第1年次に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る昭和62年度分の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金（以下「修学資金」という。）から適用し、同日前に定時制課程又は通信制課程に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月19日条例第41号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の規定は、平成3

年4月1日以後に入学又は転学等により第1学年又は第1年次に在学することとなった者に係る修学資金から適用し、同日前に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成7年7月14日条例第40号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の規定は、平成7年4月1日以後に入学又は転学等により第1学年又は第1年次に在学することとなった者に係る修学資金から適用し、同日前に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成9年7月10日条例第68号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、平成9年4月1日以後に入学又は転学等により第1学年又は第1年次に在学することとなった者に係る修学資金から適用し、同日前に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成10年7月15日条例第41号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例の規定は、平成10年4月1日以後に入学又は転学等により第1学年又は第1年次に在学することとなった者に係る修学資金から適用し、同日前に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成11年7月12日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年7月14日条例第57号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の規定は、平成12年4月1日以後に入学又は転学等により第1学年又は第1年次に在学することとなった者に係る修学資金から適用し、同日前に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成13年7月9日条例第48号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例の規定は、平成13年4月1日以後に入学又は転学等により第1学年又は第1年次に在学することとなった者に係る修学資金から適用し、同日前に入学した者及び転学等によりこれらの者の属する学年又は年次に在学することとなった者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月25日条例第16号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第32号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）附則第14条の規定により独立行政法人日本学生支援機構が同条第1項に規定する業務を行う間におけるこの条例による改正後の第2条第3号の規定の適用については、同号中「財団法人岩手育英奨学会」とあるのは、「独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）の規定による奨学金又は財団法人岩手育英奨学会」とする。

附 則（平成19年12月18日条例第81号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年10月17日条例第50号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。